

「旭川市いじめ防止基本方針（改定案）」に対して寄せられた御意見と旭川市の考え方

○意見提出手続の期間：令和5年12月8日（金）～令和6年1月10日（水）

○意見提出者：10件（個人9件 団体1件）

※御意見につきましては、原則、原文のとおりとしておりますが、誤字等と考えられるものについては修正等を行っています。

また、個人情報や個別の事案に関する表現については、削除しております。

※賛否のみを示した御意見や、改定案に対するものではない御意見のほか、意見未記入のものについては、計上・公表・回答の対象としておりません。

受付番号	御意見	旭川市の考え方
1	<p>加害者を転校させられるように、早く実現してほしい。 わが子は加害者に人生壊されました。</p> <p>「いじめ」は「犯罪」という教育を学校でもしっかり行うようにしてほしいし、加害者の親への教育もしっかりしてほしい。</p> <p>ようやく前に進みだした事は一定の評価に値すると思います。子どもが学校でいじめ被害にあっており、何度も加害者を転校させてほしいと訴えてきましたが聞き入れられず、加害者はやりたい放題です。野放しにしてきちんと指導できない学校や旭川市に幻滅しております。</p> <p>基本方針を策定する事は良い事ですが、実行できなければ何の意味も無い。被害者は、加害者が同じ学校に通い続けている限り、行事にも参加できず休みがちな学校生活を強いられ、高校受験も不利になってしまい、その後の人生を壊されてしまいます。「いじめ」ではなく「犯罪」という言葉を使ってほしい。</p> <p>人生を破壊された被害者の救済措置も盛り込んでほしい。受験時に不利にならないよういじめ被害者であるため欠席が多い等が受験する時高校に伝わるようにしてほしい。</p> <p>加害者になるような子どもはやはり親の育て方にも問題があると思うので、必ず親子揃ってのカウンセリング等を義務付けてほしいし、被害者の立場になるならば、加害者の転校を要望した場合はすぐに実現させてほしい。</p>	<p>学校がいじめを把握した場合には、本改定案20頁に記載の(5)いじめへの迅速かつ適切な対処に基づき、いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言に取り組むこととしており、児童生徒が落ちついて教育を受けられる環境の確保や、必要に応じて、スクールカウンセラーやいじめ対策推進部の専門職等の専門家や関係機関と連携した対応の充実を図ってまいります。</p> <p>また、いじめを行った児童生徒に対しては、いじめ防止対策推進法第26条に基づいて、出席停止等の必要な措置を講ずるよう、本基本方針に記載してまいります。</p> <p>いじめが人権侵害であり人間として絶対に許されないことや、いじめが犯罪となりうことについて、いじめの未然防止に向けた授業の実施等により、児童生徒や保護者に周知してまいります。また、学校が、犯罪行為として取り扱われるべきいじめを把握した場合については、同法に基づき、今後も警察と連携して対応してまいります。</p>

2	<p>学校で行っている、いじめアンケートについてです。</p> <p>子どもの担任から電話があり、子どもが、いじめの加害者として名前が挙がっている、との事でした。</p> <p>内容を聞いたところ、「汚い言葉を発してしまい、それを不快に思った子がいた」との事でした。（「被害者」本人に対するものではなく、おふざけが過ぎた上でのような発言だったようです。）このご時世や色々ないじめの件があり、シビアになるのは分かりますが、このような件をいじめと認定するのは正しい事なのでしょうか？</p> <p>子どもにも話を聞きましたが、「被害者」とされる子も同じような発言をしていた。普段からふざけ合っているような仲だった、と話していました。</p> <p>子どもの話を全て鵜呑みにしている訳ではありませんが、「いじめ」として認定するには納得のいく内容ではありません。</p> <p>親としても、このような内容で自分の子どもが「加害者」と呼ばれることは到底理解出来ません。いじめアンケート内容を先生方が読み取った上で、重要性があるものか、そうでないものか、普段の交友関係や、子どもたちの様子を見ていれば分かるものだと思います。</p> <p>今一度、この制度をきちんと見直し、本当に緊急性のあるものなのかを見極めて頂きたいと思います。</p>	<p>学校においては、「いじめ見逃しぜロ」に向け、些細に見える行為であっても定義に基づいて積極的に幅広く認知した上で、関係児童生徒の見守り等の支援を行っております。</p> <p>善意から行った行為が意図せずに相手を傷つけた事案や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪が行われ教員の指導によらずして良好な関係を再び築けた事案などは、いじめと認知するものの、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能としており、状況に応じた対応の充実を図っています。</p>
3	<p>いじめに対応するための、教職員の対応を明文化されたことについて、とても良いと思います。</p> <p>その中で、いじめを受けた側だけではなく、「いじめを行った側の保護者」のカウンセリングにも繋がれば良いのではないかと考えます。</p> <p>もちろん、教職員に直接対応してもらうというのは現実的に厳しいと思いますので、せっかく立ち上げた関係機関が表立って動けるように明記すべきと思います。</p> <p>今回、これら基本方針を出すきっかけになったような事件については、いじめというよりも「犯罪」としての色が強く見られるのではないでしょうか。</p> <p>そして、犯罪の色を強く持つようないじめは、旭川の中でも比較的治安の悪く言われる地域に、確率として大きくなるとも考えられます。治安の観点で言えば、もちろん保護者の考え方も大きく影響してくることを考え、上記のように保護者も対象とした行動もなされるべきだと思います。</p> <p>施策の中にどこまで盛り込めるのかはわかりませんが、いじめを防止する為の根本的な対策(特に重大な状況に陥るようないじめ)として、地区ごとの治安維持が重要だと考えます。</p> <p>そのためには、いじめ対策の為についている予算から警察との連携を強化したパトロール等の実施や、地域コミュニティの充実を強化できる考え方を取り入れて頂けたら良いのではないかと思いました。</p>	<p>いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言については、必要に応じて、スクールカウンセラーやいじめ防止対策推進部の専門職等の専門家や関係機関と連携した対応の充実を図っています。</p> <p>いじめの未然防止については、全ての小中学校において、警察と連携した非行防止教室を開催しております。学校が、犯罪行為として取り扱われるべきいじめを把握した場合については、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応しております。</p> <p>また、コミュニティ・スクールの取組の推進やいじめ防止活動の推進のための出前講座の実施など、地域や団体と連携した取組の強化を進めてまいります。</p>

4	<p>きめ細やかに対応される施策が書かれているとは思いますが、いじめが起こっている現場の対応をより具体的に、もう一步踏み込んでほしいと思います。なぜなら、学校に保護者が相談しても、真摯に対応いただけてないと感じた出来事がありました。施策では綺麗事ばかりで実際にはいじめってなくならないのかと感じましたし、いじめをなくそうと思う熱意が現場からは感じられません。現場で働いている大人を守るための施策ではなく、子供達を守る施策、子供と保護者に寄り添う施策であってほしいと思います。</p>	<p>学校におけるいじめの防止等の対策については、市の基本方針に基づき、各校の児童生徒の状況等を踏まえて策定した学校いじめ防止基本方針に記載しており、各学校においては、児童生徒が主体となつたいじめ防止の活動などに取り組んでいるところです。本基本方針の改定後、学校いじめ防止基本方針の速やかな改定を支援するとともに、いじめから児童生徒を守るための取組の充実を指導してまいります。</p>
5	<p>施策案、拝見致しました。文書としては素晴らしいと思います。しかしながら、現実はやはり現場で起きているものであり、それに対処されるのは多くは教育現場の先生方であると思われます。経験も含め、数人の友人の話からも積極的に担任等が対処する事実は実際は乏しく、消極的・または簡素な対応に留まることが多いのも残念な事実だと思います。結果として、書面がいくら素晴らしいとも、現場の改善・指導、または、専門の別機関等が設けられない限り、被害児童がただただ我慢せねばならないのが今現在の事実なのではないでしょうか。</p> <p>昨今は、目に見える虐めや暴力より、大人のいない・見えない・本人にしかわからない精神的な嫌がらせが多く、見ていないから、実際に確認出来ないからと対処出来ないと“様子を見る”対処方法を取る教員も多いと思います。様子を見ている間にも、日々いじめは続き、心を削り精神が追い詰められていく現実は痛みと苦しみに満ちています。</p> <p>他者に見えない形での虐めにも、加害者が“やっていない”と嘘ぶく場合でも、何か手立てはないものでしょうか？ また、欧米では、虐める方に心や精神的な問題があるとし、カウンセリングを受けるのは加害者側であるのが定説です。スクール等でも、何か問題が起きた際は、加害者側に出席停止を行う団体も出てきています。</p> <p>教員現場でも、もっと真剣に、積極的にその様な対策を取って頂けないでしょうか？ 何故、苦痛を与えられた側が我慢し続け悩み続け、果てには住む場所や居場所まで奪われなければならないのか？ そのシステム自体が、改善される時代に来ていると思います。</p> <p>教育現場でも、虐めをより早く見つけ、的確に対処対策された教員こそ評価されるべきだと思います。事なき主義や面倒を避ける習性を、文書にあったように、是非とも大人から本気で変えていっては頂けないでしょうか？</p> <p>個人の力には限りがあります。旭川市として、大きな権力を持って未来への命を、是非死守して欲しいと切願しております。</p>	<p>本市では、学校・教育委員会と市長部局のいじめ防止対策推進部が一体となつたいじめ防止対策を進めており、いじめ防止対策推進部が開設した専門窓口をはじめ、電話や手紙、チャットなど多様な手段により寄せられた相談や、学校からのいじめの疑いを含む全ての事案の報告について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に寄り添った対応の充実に努めています。</p> <p>学校においては、いじめ被害の訴えがあった場合には、いじめを行ったとされる児童生徒が否定しているなど、いじめ行為の事実を認定できない場合であっても、いじめを受けた児童生徒の立場に立っていじめ事案として認知した上で、複数の教職員の協力による関係児童生徒の見守り等の支援を行っております。</p> <p>いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言については、必要に応じて、スクールカウンセラーやいじめ防止対策推進部の専門職等の専門家や関係機関と連携した対応の充実を図ってまいります。ま</p>

		た、いじめを行った児童生徒に対しては、いじめ防止対策推進法第26条に基づいて、出席停止等の必要な措置を講ずるよう、本基本方針に記載してまいります。
6	<p>意見① 第2章4 「いじめの定義等」の内容について：</p> <p>『個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断』を行う主体が、明確に記載されていないと感じます。最終的に、または初動の段階で、いじめだと判断するのは、市（市長なのか、関係機関なのか）か、学校（校長か担任か、その他担当者か）か、保護者またはいじめを受けた児童生徒か、のいずれなのでしょうか。</p> <p>明確にしておかないと、いじめかどうかの判断が遅れ、対応が遅れてしまうと感じます。いじめだと判断する（認定する）主体を、明確に記載するべきだと思います。また、いじめであると判断した際に、判断した日時、根拠なども含めて、その旨をすみやかに市、学校、保護者、児童生徒、その他関係各所に、どのような形式で伝達するか、規定しておくべきだと思います。また、同様に、「いじめの解消」を判断する主体についても、明確にし、解消の判断がなされた際に、どのような形式で保護者や児童生徒に伝達するか、規定しておくべきだと思います。（誤解が無いよう文章での伝達が望ましいと思います）</p> <p>意見② 第3章2 「市が実施するいじめの防止等の取組」について：</p> <p>被害者、加害者のプライバシーへ配慮した上で、市内すべての学校における、いじめの集計を公表すべきではないでしょうか。（月ごと、年ごとなど）発生した場所（施設）、時期、関わった人数、学年、被害状況、転帰（どのように解消されたか）など、集計を公表することは、いじめの実態を現実として捉え、危機感を広く共有できるなどメリットが多く、いじめ防止や早期発見、解消などへの強い意識付けになると思います。</p> <p>意見③ 第3章3 「学校が実施するいじめの防止等の取組」について：</p> <p>上記取組では、「学校いじめ対策組織」を設置するとあり、その主な構成員は「自校の複数の教職員」で、その中核である「いじめ対策チーム」の構成は、校内の役職者、となっています。しかし、多忙な教員の日常業務に加え、いじめの件数の増加、対応の複雑化、加害者側との中立的な立ち位置であることを鑑みると、上記組織またはチームの対応力や、現実的な現場のマンパワー不足に関して、大いに不安があります。結局は学校現場の教職員の献身に、対応や責任のほとんどをゆだねているように感じます。ぎりぎりの教員人数の配置の中で、どうやって常時、校内における被害児童の安全をはかり、見守っていくことができるのか、疑問です。教員のマンパワー不足を十</p>	<p>個々の行為がいじめに当たるか否かの判断については、各学校の「学校いじめ対策組織」が行うこととしており、本改定案17頁d(d)に記載しています。いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡し、教育委員会に報告することとしております。また、教育委員会は、学校から所定の様式により報告を受け、市長部局のいじめ防止対策推進部を含めて情報を一元化し、いじめを受けた児童生徒への支援等が適切に行われるよう、必要に応じ、学校への指導助言や支援に取り組んでおります。</p> <p>いじめの解消については、学校が判断の主体であることや、判断の前にいじめを受けた児童生徒とその保護者に確認を行い説明する内容について、本改定案22頁(6)に記載しております。また、学校だけでは対応が困難な事案については、学校いじめ対策組織会議に市の職員が参加し、解消に向けた支援や指導助言を行ってまいります。</p> <p>いじめの認知件数及び解消件数については、学年別の状況を本市ホームページにおいて定期的に公表するとともに、地域や団体を対象としたいじめ防止活動の推進のための出前講座において認知の状況等についてお知らせしております。また、各学校に対して</p>

	<p>分に考慮・検討したうえで、具体的で実効性のある対応策が求められていると思います。</p> <p>(例：いじめの発生件数に応じて、市が臨時の職員を学校に派遣し、いじめが解消されるなど適切な時期まで配置する、など)</p> <p>末筆になりましたが、旭川の児童をいじめから守っていくため、今後のいじめ対策について、できるだけ迅速に、オープンに、初期から第三者を交えて、といった方針が重要と感じております。上記、拙い文章で恐縮ですが、一市民、一保護者として意見申し上げさせていただきます。</p>	<p>も、教職員を対象とした研修等の機会を通じて、本市におけるいじめ対応の状況について周知し、課題等を踏まえた改善の方策について示しております。</p> <p>学校のみで対応するには困難な状況も起り得ることから、本市では、学校・教育委員会と市長部局のいじめ防止対策推進部が一体となつたいじめ防止対策「旭川モデル」の取組を進めており、学校の状況等に応じ、教育委員会のいじめ対策コーディネーターやいじめ防止対策推進部の専門職を派遣するなどの支援を行っております。</p> <p>いじめから児童生徒を守るため、いじめを積極的に把握し、情報の一元化と迅速な初動対応により、いじめの重大化や対応の長期化を防ぐ「旭川モデル」の取組の充実に取り組んでまいります。</p>
7	<p>基本方針の改定案の内容については、妥当なものと考えます。</p> <p>いじめは命を脅かす行為であるとともに、人間の尊厳を傷つける行為であるとの認識が明確に改定の趣旨や基本的な方向に示されていることは、当然ですが重要と考えます。</p> <p>いわゆる、被害者と加害者だけではなく、いじめの4層構造（被害者・加害者・観衆・傍観者）を押さえた上で、その具体的な防止策から発見・対処などの取組が「旭川モデル」として、明記されている。このことは、いじめに対応する者が自身の経験則に依拠した方法での対応や無意識のうちに大したことないからと受け流してしまうことを防止するために、大切なことです。</p> <p>一方、どれだけ、綿密ないじめ防止システムを作成しても、実際に子どもたちの日常に立ち会い、その姿を見て、運用するのは学校です。子どもたちと生活を共にしている教員が、鋭敏なアンテナを張り、いじめの萌芽を感じ取るには、頭脳労働・精神(感情)労働・肉体労働といわれる教員の労働における余裕が不可欠です。このことを考慮した取組となることをお願いいたします。</p> <p>また、現場で最も苦慮しているのは、子ども同士のいじめとその解決よりも、子どものいじめに関連した保護者同士のトラブルや、過剰であり不当な要求や苦情である場合が多いです。関係機関からの支援も明記されていますが、より実効的な援助をお願いしたいです。</p> <p>「仏造って魂入れず」を避けるために、旭川モデルをより、血の通った実効があるものにするため</p>	<p>教職員が児童生徒と向き合う時間を確保し、いじめ問題への対応を含め効果的な教育活動を行うことができる環境づくりのため、旭川市小中学校働き方改革推進プランに基づき、各学校における業務改善等に取り組むとともに、必要な支援を進めてまいります。</p> <p>学校のみでの対応が困難な状況においては、教育委員会のいじめ対策コーディネーターの派遣や、いじめ防止対策推進部の専門職による心理・福祉面の支援や法的支援を行っております。</p> <p>令和5年度から、学校・教育委員会と市長部局が一体となって、いじめを積極的に把握し、情報の一元化と迅速な初動対応により、いじめの重大化や対応の長期化を防ぐいじ</p>

	<p>に取組の不断の見直しや、「羹に懲りて膾を吹く」のような対応にならないように、学校を信じ、任せることで現場の勇気につながるような運用になることを期待いたします。</p>	<p>め防止対策「旭川モデル」の取組を推進しております。今後、持続可能な取組となるよう、取組の状況を踏まえた見直しに取り組んでまいります。</p>
8	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策基本法のいじめを認められる時と言う文章の書き方が学校の先生がいじめがあつても先生が認めないと、いじめと認めない上に重大事態にせず、長期のいじめが放置状態で困る。 ○いじめと申し出があれば、可能性の段階で早期に対応しなければいけないと思う、酷い学校では、事実確認もしないなど酷い状態になっています。 また、相手の親にその状況を説明して報告をしていない。必ず伝えて、相手の考えを知らせる事と、その回答を被害者保護者にも知らせて下さい。それに伴って対応を考えて行かなければいけないと思います。しない先生がいます、罰則化も必要ではないですか？ 子供の尊い命がかかっています。 ○事実確認してない事が無い様にしないと、原因もわかりません。早期に発見し誤解や生徒同士の双方の考えに寄り添い間違いは指導して行かなければいけないと思います。 ○いじめに対する対策がクラス替えや巡回に留まり、暴行があったのにもかかわらず、注意の繰り返しで効果はせず、うちの子が不登校にもなりほぼ学校に行けなくなりました。先生に不誠実な対応もされました。学校に行きたいのに行けない辛い想いをずっと抱えていました。好きで休んだのではありません。どうして被害者がこの様な状況なのに、加害者が学校行けるのでしょうか？ 加害者の学習権だけを主張して、被害者の学習権に対して不公平があるのは、いかがなものかと思います。今後は、オンラインの導入など、もっと積極的にすべきかなとも思います。 ○学校でいじめアンケートがされました時に不登校で行けない時に行い、正しいデータが教育委員会に上がっていません。 ○いじめアンケートは、生徒の自宅に送って欲しいです。そして、送り返す。メールでも良いですが保護者が子供とできるスタイルで行うべきだと思います。学校では、書きづらいと思います。（いじめられた生徒だけでもそうするべきだと思います）質問の文章がややこしい地域も見受けられます。二つの事を聞く時に分けて書く事と、答えるスペースを十分に空けて頂きたいです。書くスペースが無いものがあるようでした。これだと、子供が勘違いをするケースがあるようです。いつからいつまでのと言う間に、日にちをはっきり覚えていないので、書けなかったなどの声も聞きました。いつでもメールで送れる様にして欲しいのと、きちんと指導できる機関が必要です。文科省も指導できないそうですね。教育委員会も動かないのでは、どうすれば良いのですか？ 被害者は口を揃えて疑問に思っています。指導に効力を持った機関を作って下さい。精神が病むほど、被害児童や保護者は悩んでおります。早期発見が大事です。正しい声が届く様にして欲しいで 	<p>いじめ被害の訴えがあった場合には、学校が定義に基づき、組織的に事実確認を行った上で、積極的に幅広く認知しております。</p> <p>その際、いじめを受けた児童生徒が相手への聴き取りを望まない等いじめ行為の事実を認定できない場合であっても、いじめ事案として認知した上で、複数の教職員の協力による関係児童生徒の見守り等の支援を行っております。</p> <p>また、いじめを受けた児童生徒が登校できない状況となっている場合は、各学校が当該児童生徒の要望等に応じ、オンラインによる授業配信など、学習支援を行っており、本改定案21頁イ gにおいても、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うことを規定しています。</p> <p>いじめの把握のためのアンケート調査については、学校で実施できない児童生徒に対しても、保護者と連携するなどして実施するよう指導しております。今後、児童生徒の声をより的確に把握できるよう努めてまいります。</p> <p>また、市においては、いじめ・不登校相談窓口の開設をはじめ、電話、手紙、We bチャット等の多様な手段を活用し、児童生徒及び保護者が学校を通さずに相談できる機能を充実しております。</p> <p>いじめを受けた児童生徒及びその保護者</p>

	<p>す。アンケートの内容も保護者が見て把握する様にしないとやる意味がありません。</p> <p>○加害児童の出席停止も行われない為、子供の居場所が無くなつた。これが一番問題です。学校教育法が引っかかっていて、退学にはできません。犯罪とつくものには、厳しくして欲しいです。被害者が精神を病んでいるのに、対応が甘すぎると思います。学校から、校内での別室教室の案内も無く、適応教室や、不登校の子が行く学校の案内は最終的にあったが、納得いかず中学生に上がつても加害者と同じ学校となる。家庭事情もあり引越しできない。同じ様な事がこのままではまた他のお子さんでも起こります。</p> <p>今後どうするのが良いでしょう？</p> <p>○高校になって、同じクラスになると、また、いじめが起きるかもしれません。進学時も高校にその事を保護者が伝えないと、トラブルの伝達が行われていないなら対策ができないので、トラブルが出来てしまうかも知れません。いじめトラブルなどの情報の共有は、進学時、これから進学する学校と在籍している学校はしていないのでしょうか？</p> <p>また、いじめが起ころうのでは無いかと毎日今から心配しております。</p> <p>○海外では、スクールポリスや加害児童の転校などが取り入れられています。韓国などのいじめ対策など、参考にされると良いと思います。海外でスクールポリスが導入されていますが、かなり効果はある様です。大幅な対策や法改正が必要かなと感じています。そして、加害児童のケアも大切な教育では無いかと思います。</p> <p>以上、いじめについて問題に思う事と、提案含め書きました。時間のかかる事だとは思いますが、ベストな状態で学校にみんなが楽しく通える日々を目標とし、改善していけば幸いです。改正は、スピーディーな対応の為と改善の為に日頃から意見を募って見直しも必要だと思います。一人の命も無駄にしない、それが子供達への教育現場としての信頼に繋がるのでは無いでしょうか？ 私個人の感覚では、一年一年見直しが必要だと考えます。（効果が出る様に見直す）子供達の自殺者数や不登校数値を様子見ながら、効果を確認しながら行うべきかと思っています。</p> <p>※それから相談電話など、窓口に過ぎないので相談だけでは、収まらない状況です。裁判などしないと解決しないような今のシステムは、問題だと思います。心ある対応をして解決するまで経過を見届けて欲しいです。場合によっては、捜査権も必要で加害児童が間違った道に進まない様な教育もお願いしたいです。</p>	<p>への支援や、いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言については、本改定案20頁に記載の(5)いじめへの迅速かつ適切な対処に基づき、いじめを受けた児童生徒が落ちついて教育を受けられる環境の確保や、必要に応じて、スクールカウンセラーやいじめ対策推進部の専門職等の専門家のほか、スクールソポーター（警察官経験者）など関係機関と連携した対応の充実を図ってまいります。また、国の基本方針に基づき、児童生徒の進学・進級や転学に当たっては、適切な引継ぎや情報提供を行っております。</p> <p>いじめを行った児童生徒に対する出席停止制度等の必要な措置については、いじめ防止対策推進法第26条に基づいて対応するよう、本基本方針に記載してまいります。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、いじめ防止対策推進法に基づき、今後も警察と連携して対応してまいります。</p> <p>本基本方針については、市の施策や学校の取組、重大事態への対処等、市基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検するとともに、国基本方針及び道基本方針の見直しがあった場合も含め、必要に応じて見直してまいります。また、各学校の学校いじめ防止基本方針については、いじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しに取り組むこととしております。</p>
9	<p>3頁 2 基本理念 ア～ウの次に、次の事項を入れることを検討していただきたい。</p>	<p>学校においては、「いじめ見逃しゼロ」に向け、些細に見える行為であってもいじめの定義に基づいて積極的に幅広く認知した上で、</p>

	<p>エ 上記の三項に基づく事案への介入や指導を怠ること、事態を軽視してやり過ごすことは、いじめ加害の児童生徒に対して、ひとの人権を自分の欲望のままに支配することは他者に見つからなければ許される（問題にはならない）と教えるのと同じである。いじめ加害の児童生徒に、個人の人格形成そのものが生きる目的でありその人格を何かの手段にしてはならないことを理解させる意味からも、学校をはじめとして市民が共同でいじめ防止の対策を確立することは重要である。</p> <p>→ この基本的考え方方に立ち、22頁の「いじめの解消」においても、いじめ加害の児童生徒に対する、他者の人権の尊重を事実に即して納得のいくように教えることを明示する必要がある。なぜなら、いじめは第一義的に、加害の児童生徒が発する抑圧ないし攻撃によるものであり、その加害の動機を本人と共に組み替える指導を行わないと実質的な解消にならないからである。</p> <p>6頁 (4) いじめの解消 ア いじめの行為が止んでいること</p> <p>c 加害の児童生徒及び保護者が「いじめを行ったのは自分ではない」とし、いじめの行為を認めることができない場合には、加害の児童生徒がその痛みや感情を言語化し向き合い考えることができるよう、適切に支援する。</p> <p>7頁 イ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと</p> <p>b いじめを受けた児童生徒本人及び保護者が、そのいじめの内容について学校に問い合わせをした際には、学校はその聞き取った事実についての情報を開示する。</p> <p>9頁 (1) いじめの防止 ア 学校の対応体制の整備、支援 【主な取組】 (b)学校いじめ防止基本方針の取組の報告 (c)本市の学校で起きたいじめの重大事態の事実確認に基づく教員研修の実施 (d)いじめの中でも犯罪行為として認められるものや安全管理等に関して警察による講演を実施 (e)思春期特有の発達段階に応じた対応をするための保護者向けの講演を実施（国内外での取り組み等を知る機会を設ける）</p>	<p>いじめを受けた児童生徒とその保護者の意向を踏まえた支援や定期的な情報提供、いじめを行った児童生徒への指導等を行っており、これらのことについては、本改定案19頁(4)いじめの早期発見や同20頁(5)いじめへの迅速かつ適切な対処において記載しています。</p> <p>いじめの事案に係る情報については、旭川市いじめ防止対策推進条例第12条に基づき、いじめを受けた児童生徒とその保護者に寄り添い、必要な支援を行うほか、必要に応じて、いじめの事案に係る情報を適切に提供しております。</p> <p>学校いじめ防止基本方針については、旭川市いじめ防止対策推進条例において、学校が毎年度見直しを行うものと規定しており、本改定案15頁においても、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえ、毎年度、点検・見直しを図ることとしています。</p> <p>いじめの防止等のための対策に関する研修内容の工夫や、教職員や保護者を対象とした専門家による講話や協議の実施については、本改定案11頁ウにおいて記載しており、実効性のある取組を進めてまいります。</p>
--	---	---

10	<p>子どもを市内中学校に通わせている保護者です。いつも大変お世話になっております。</p> <p>今回の旭川市いじめ防止基本方針改定にあたり、改めて現行の令和4年3月改定のものを拝見させていただきました。</p> <p>見比べてみると、より具体的かつ詳細に加筆されており、いじめ防止等のための対策を抜本的に改め、もう二度とあのような痛ましい出来事を起こさない、子ども達を守り抜く、という強いものを感じました。</p> <p>それらを踏まえ、以下、私の意見・提言を書かせていただきます。</p> <p>①学校いじめ対策組織の構成などを、未然防止（道徳教育や人権教育、起こさせない環境づくりなど）・現行対策（生徒指導の領域。関係機関との連携など）・アフターケア及び再発防止（被害者及び保護者の心身のケア、加害者及び保護者への教育的指導及び支援など）3部門に分け、それぞれ専門的に行うと、より効果的なのではないか。</p> <p>②Actサミットの教職員版の開催。それぞれの学校の事案と方策及び対策、解決に向ったなどの事例を発表、グループミーティングする。</p> <p>③いじめ、または人権・道徳教育に関する、保護者及び教職員向けのセミナーや講演会などの定期開催。なるべく土日開催で。例えば市PTA研究大会の部会での開催を必須にするとか、またはzoomで開催するとか。</p> <p>④旭川市でいじめ防止のためのYouTube等のチャンネル開設。子ども達、親世代をはじめ広い世代に啓発する機会を作る。③のセミナー等の録画や新規で作成したもの。市長・教育長などの方々からのメッセージなど。</p> <p>⑤予備軍を含め、いじめを含めた問題行動をおこす児童生徒の家庭環境などに問題がある場合もある。この場合、その児童生徒はある意味では被害者である。その子ども達に寄り添い、改善するために働きかけることも重要であると思う。未然防止の一端を担っているとも言える。</p>	<p>学校いじめ対策組織については、いじめの未然防止、早期発見及び対処に取り組む役割を有しております、校長が学校の実情に応じて組織の構成を決定しています。</p> <p>各学校のいじめ防止対策の事例発表や協議については、全学校のいじめ対策推進リーダーが参加する教職員研修において実施しております。</p> <p>教職員・保護者を対象とした専門家による講話や協議については、本改定案11頁ウに記載しております、関係団体から意見も聞きながら、取組を充実してまいります。</p> <p>いじめ防止対策の広報及び啓発については、市のホームページにおいて、いじめ防止対策推進条例の制定や、児童生徒向けリーフレットの配付のほか、生活・学習Actサミットの開催や各学校における同条例についての学習などに取り組んでおります。今後は、様々な団体等と連携しながら、地域全体でいじめ防止に向けた市民意識の醸成を推進してまいります。</p> <p>いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るものであり、家庭環境や対人関係などに起因して様々な場面で起こり得るものであることから、児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けた未然防止や解決に向けた取組を進めております。学校だけでは対応が難しい場合については、いじめ防止対策推進部をはじめ、子ども総合相談センターなど関係機関と連携した対応の充実を図ってまいります。</p>
----	--	---